

6. 入湯税

入湯税は、市内の鉱泉浴場の入湯客に課税される税金で、消防施設、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

入湯税を納める方(納税義務者)

福岡市内に所在する鉱泉浴場の入湯客

※ただし、次の方には課税されません。

- ①12歳未満の方
- ②市内に居住する65歳以上の方
- ③市内に居住する障がい者の方(一定要件あり)
- ④修学旅行の児童・生徒

税率

宿泊の入湯客の場合……1人1泊50円
日帰りの入湯客の場合…1人1日50円

納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、入湯客から徴収した(特別徴収した)税額を翌月の10日までに申告し、納めることになっています。

鉱泉浴場とは?

鉱泉浴場とは、原則として「温泉法にいう温泉を利用する浴場」のことを指しますが、入湯税の課税対象には、温泉法の基準に満たない場合でも、一般的にいわれる「天然温泉」と言われる鉱泉水を利用する浴場も含まれます。